

平戸市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月26日(月) 午前9時30分から午前10時53分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(32人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

1番 吉福 弘実	3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	5番 松尾 正幸
6番 山村 茂巳	7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫
10番 岡村 勝彦	11番 松山 矢市	12番 川尻 修治	13番 末永 武好
14番 山下 忠平	15番 塚本 順男	16番 瀧山 博	17番 濱崎 保久
18番 末吉 清彦	19番 林 憲治	20番 藤沢 和正	21番 阿部 榮
22番 石田 勝巳	23番 濱本 寿光	24番 川村 政幸	25番 横尾 秀雄
26番 大浦 正巳	27番 松本 一郎	28番 福田 延之	29番 藤永 和之
30番 西川 靖子	32番 宮田 克幸		

4. 欠席委員(0人)

5. 欠員(1人)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告 第 24号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告 第 25号 農地法第4条の規定による届出について

報告 第 26号 農地改良等届出について

報告 第 27号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案 第 44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第 45号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第 46号 非農地通知申出について

議案 第 47 号 第9回農用地利用集積計画(案)について

第6 閉 会

7. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博

主査 浦上 裕希 主査 近藤 裕司

8. 傍聴人の数 なし

9. 公開・非公開の別 公開

10. 会議の概要

○事務局長

ただ今から平成28年度12月期第9回総会を開会いたします。はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会 長

皆さん、おはようございます。本日は、平成28年12月期第9回総会のご案内を申し上げましたところ、皆様方には年末の大変押し詰まった中にご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

1年間振り返って見ますと、皆様方には毎月の現地確認、そして意向調査等の農地集積関係、農業者年金、あるいは農業後継者結婚対策と、大変なご支援ご協力いただきまして有難く感謝申し上げる次第でございます。その実績につきましては、担当から報告があると思いますので省略させていただきます。

皆様もすでにご承知のとおり、農業を取り巻く状況については厳しさを増しており、農協改革も中央の方で審議されている最中の状況であります。私達のところには、改革がどの程度進むものなのか、はっきりとは見通しの聞かない状況でございますけれども、信用事業につきましては、3年後には半減するのではないかというようなお話もありますし、信用事業が無くなるといえば、農協離れも出てくるのではないかと懸念される場所でもあります。諸々の改革を慎重に見極めて行動しなければいけない時期に来ているようでございます。

そのような中で、県の御指導を受けながら農業委員会の業務に1年務めてまいりましたが、けれども、不幸な事に、私達、農業委員の一員でございました〇〇〇〇委員が突然の事故によりまして亡くなった事は、私にとりまして大きな損失でございました。改めて〇〇委員のご冥福を心よりお祈りする気持ちで一杯でございます。

年末を控えていて慌しい一日一日となっていくわけでございますけれども、どうか一つ皆様方におかれましては、体調管理に十分お気を付けいただき、事故のない年末年始を送っていただきたい。そして健やかな新年をお迎えになることを心から念願している次第で

ございます。

今日も重要な案件をご提案申し上げます。どうか一つ、最後までご審議いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、1番委員から遅刻の届出があっております。

よって、出席委員は定数以上でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、会長にお願いいたします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。まず、日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、12番委員と13番委員にお願いします。書記には、事務局職員の参事を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

これより、平成28年12月期の会務報告と平成29年1月期の行事予定を、事務局長が行います。

○事務局長

それでは、平成28年12月期の会務報告と平成29年1月期の行事予定をご報告させていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

(12月会務報告、1月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成28年度1月期の総会日程をあらかじめ

決めたいと思います。次回総会を平成29年1月26日木曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を平成29年1月26日木曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第24号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について 》

○議長

次に、報告第24号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局並びに農林課より提案説明をお願いします。

○事務局

議案書2ページをご覧ください。報告第24号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」をご説明いたします。

(報告第24号1～3番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 3件)

○農林課

報告第24号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を補足説明いたします。

(報告第24号1～3番を説明 : 3件)

○議長

ただ今、事務局並びに農林課より報告第24号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第24号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」は、報告のとおり承認することといたします。

《 報告第25号 農地法第4条の規定による届出について 》

○議 長

次に、報告第25号「農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書10ページをご覧ください。報告第25号「農地法第4条の規定による届出について」をご説明いたします。

(報告第25号1～5番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 5件)

○議 長

ただ今、事務局より報告第25号「農地法第4条の規定による届出について」、説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

○委 員

3番の案件はすでに建築物が建っていたということなんですけれど、牛舎建設なら補助金を受けての仕事だと思うんですが、農林課との連携とはなかったのか疑問です。どうしたものでしょうか。

○事務局

3番のすでに牛舎が建っていた件ですが、県や国の補助を受ける場合には当然農林課が窓口になりまして申請が行われます。その際、農業振興地域用途変更や転用手続きがあるのですが、本人が自己資金で建てて手続きをしてない場合はこういうケースが出てきます。今回の場合は、本人が申請した事でわかりましたが、農林課を通らない場合に農林課が確認する義務があるのか、確認に行っているかについてはないようですので、このように発覚する場合がございます。今回、他の届出申請があったのでわかったんですが、全部が全部、農林課で把握しているかといえば、それはないということでした。以上です。

○委 員

わかりました。有難うございました。

○議 長

他にございませんか。

○委 員

各地区に見届けの自己資金で建てている牛舎や倉庫は一杯あると思うんですよね。その場合の課税、税金はどのようになっているのか。農地課税なのか、宅地課税になっているのか。税金も変わってくると思うんですよね。そのあたりも認識していただいて、まだ一杯あると思うんですよね。そのあたりも調べるか、回覧でもいいから、見届け建築物は届け出をさせるように周知する。本当なら無断転用で撤去させてもいいと思いますが、その辺をよろしくお願いいたします。

○委員

堆肥舎、牛舎がそのまま農地に建っている問題ですけれど、農地利用状況調査の時に、堆肥舎が建っていると地図上に記載した事もあるんですが、農地利用状況調査の地図に農地のままで記入してあるのですが、こちらから、農地利用状況調査で調べて堆肥舎が建っているということで、事務局が所有者に指導まで出来ないのですか。

○事務局

委員さんから報告をしていただいた農地は、台帳上は農業用施設と変えているところですが、実際、農地台帳から外せないで残っている状態で申し訳ありません。それから、転用などの申請許可が出された農地でも、地図上が農地のままのところがあります。ご指摘があれば地図上の農地から落とす作業をしているのですが、未届けの場合は農地のままであります。

○委員

例題として出して良いのかわからないのですが、田平町本山免にイチゴ、アスパラ用で造ってある堆肥舎ですが、今年度は農地から外れてきましたけれど、3、4年ずっと農地できてました。せっかく、農地利用状況調査で指摘しているのであれば、速やかに所有者に指導すべきではないかと思っています。意見を言わせていただきました。

○議長

他にございませんか。

(質疑なし)

○議長

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第25号「農地法第4条の規定による届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 報告第26号 農地改良等届出について 》

○議長

次に、報告第26号「農地改良等届出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書11ページをご覧ください。報告第26号「農地改良等届出について」をご説明いたします。

(報告第26号1～2番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より報告第26号「農地改良等届出について」の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第26号「農地改良等届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 報告第27号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議長

報告第27号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書12ページをご覧ください。報告第27号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」をご説明いたします。

(報告第27号1～2番を朗読 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より報告第27号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」、説明が終了しますので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第27号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」は、届出のとおり処理することといたします。

《 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議長

それでは議案に入ります。議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書13ページをご覧ください。議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第44号1～6番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 6件)

○議長

ただ今、事務局より議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議 長

次に、議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書14ページをご覧ください。議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案45号1～2番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 2件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」、説明が
終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○委 員

1番について補足説明します。12月15日に現地確認がありましたが、1番の申請農地
は7月に農業振興地域除外申請の折に見ておりましたので、当日は調査に行きませんでした。
7月に現地を見た時点で、すでにバラスが轆いてあって駐車場として利用されていたので
追認されたという事で、今回、改めて駐車場として申請が出ているわけです。コンクリー
トも打ってなくてバラスを轆いた状態での駐車場でございますので、水関係についても吸い
込んでしまうのではないかという事で、いろいろ問題はないと見てきたわけです。ご審議の
程、よろしくをお願いします。

○委 員

2番について補足説明します。12月14日に地元委員と事務局で現地を見てまいりまし
た。現時点の建設予定地の下の田も申請者が耕作している所ありますが、排水も問題ない
ようにしてほしいと話してきました。後は事務局の説明のとおりです。ご審議の程、よろしく
をお願いします。

○議 長

ただ今、立ち会われた関係委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行
います。事務局並びに担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙
手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第46号 非農地通知申出について 》

○議長

次に、議案第46号「非農地通知申出について」を議題といたします。はじめに、整理番号9番を除いた案件を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書15ページをご覧ください。議案第46号「非農地通知申出について」を説明いたします。

(議案第46号1～8番を朗読、パワーポイントを併用して説明：8件)

○議長

ただ今、事務局より議案第46号「非農地通知申出について」の整理番号9番を除いた説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

1番ですが、12月14日午後から、地元委員6名と事務局と申請代理人で現地確認をしました。事務局から報告があったとおり、荒れ放題です。風が強くて、40年ほったらかしで人が入れる状態ではありません。1回だけ耕運機を持って行って耕した事があるという事でしたが、今は道もなく、崩れて山林化しているようでした。農地に戻す事は出来ないだろうと話してきました。ご審議よろしくをお願いします。

○委員

2番ですが、12月14日午前中、事務局と地元委員6名、申請代理人の立会の元に現

地確認を行いました。事務局の説明のとおり、半世紀くらい耕作されていない農地で山林、原野化しておりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員

3番について説明いたします。12月15日午後、事務局と地元委員と申請代理人で現地を確認しました。事務局の説明のとおり、スライドを見てもわかりますように、傾斜地でございまして荒れ放題になっております。私の記憶では耕作していた事はありません。前から耕作してなかったと思います。進入道路も狭いために、機械で耕作するようになってからは耕作していないと思います。そういったことで、ご審議よろしくお願ひします

○委員

4番ですが、12月14日に事務局、地元委員と申請代理人で現地確認を行いました。スライドでもわかりますように、竹、雑木が生い茂っており、とても立ち入れる状態ではなく、道脇という事を考えても、とても人間が入れる状態ではなかったもので、非農地で良いのではないかと確認してきました。ご審議お願ひします。

○委員

5番について補足説明いたします。今月はこの案件の現地確認は行っておりません。先月に申請があった現地確認を行いました。そこに隣接する農地であって、来月、非農地通知の申出をするという説明があつておりました。スライドの写真については海岸から写しているようです。その後が先月の非農地通知申出があつた農地になります。航空写真で見た状況では、きれいに何か作つているように見えますけれど、下のほうは暖竹、その上のほうが女竹、セイダカアワダチソウがびっしり密集しています。現在は藪のようになって、女竹がかなり生えているような状態になっております。そういう事でご審議よろしくお願ひいたします。

○委員

整理番号6番について補足説明いたします。12月14日午前中、事務局、地区担当委員、申出代理人で現地確認をしました。スライドにありますように、山林化しているといつても山林化まではいかないかもしれませんが、ここは沼地になっていて水があふれておりました。

それから7番の案件ですが、現地は女竹が一杯生えていて、入るにも入れない状況でした。ここは大きな田んぼだったんですけど、山みたいに竹の生えた土地になっており、現地には入りたくても入れない。水もないし、とても田んぼにはならないと確認してきました。よ

ろしくお願いいたします。

○委員

整理番号8番について補足説明いたします。12月14日に、事務局、地元委員、申出人が立会いし確認してきました。申出人が嫁いできた時には耕作していたそうです。面積は大きいわけですが、当時は田畑が40枚くらいあったのではないかと話していました。私も昭和40年頃から仕事で廻っていましたが、ここは山になっていた記憶があります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

他にごございませんか。質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第46号「非農地通知申出について」の整理番号9番を除き、原案のとおり非農地として決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第46号「非農地通知申出について」の整理番号9番を除き、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

次に、同議案の整理番号9番の案件を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会会議規則第19条による、議事参与の規定により、29番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書16ページをご覧ください。議案第46号「非農地通知申出について」整理番号9番を説明いたします。

(議案第46号9番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○議長

ただ今、事務局より議案第46号「非農地通知申出について」整理番号9番の説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

9番について補足説明します。同議案8番と同じように、昭和40年頃から私が仕事で廻っていましたが、ここも山になっていたようです。申出人の話では、前所有者が転出するという事で買ってくれと言われて購入した模様です。ご審議よろしくお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第46号整理番号9番につきましては、原案のとおり非農地として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第46号「非農地通知申出について」の整理番号9番につきましては、原案のとおり決定いたします。

それでは、29番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第47号 第9回農用地利用集積計画(案)について 》

○議 長

次に、議案第47号「第9回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
はじめに、議案書18ページの利用権設定各筆明細の賃貸借4年から6年の整理番号3番を除いた案件を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第47号「第9回農用地利用集積計画(案)について」を説明いたします。議案書18ページをお願いします。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。

(整理番号3番を除く1～6番を朗読：5件)

次に議案書19ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)10年になります。

(整理番号1～2番を朗読：2件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第47号「第9回農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定各筆明細の賃貸借4年から6年の整理番号3番を除いた案件についての説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○委 員

この案件についてではありませんが、せっかく利用集積をするのならば、お話をさせていただいて農地中間管理機構に誘導することは出来ないですか。

○事務局

再設定の方に関しましては農地中間管理機構の案内はしていますし、農林課に情報提供も行っています。

○委 員

わかりました。農林課も一生懸命指導しているようですが、農地中間管理機構を利用するように指導して下さい。

○議 長

他にございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第47号「第9回農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定各筆明細の賃貸借4年から6年の整理番号3番を除いた案件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第47号「第9回農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定各筆明細の賃貸借4年から6年の整理番号3番を除いた案件については、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第47号中、18ページの利用権設定各筆明細の賃貸借4年から6年の整理番号3番を議題といたします。

ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、22番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第47号「第9回農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年の整理番号3番を説明いたします。議案書18ページをお願いします。

(整理番号3番を朗読：1件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第47号中、利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年の整理番号3番の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第47号中、利用権設定各筆明細の賃貸借4年から6年の整理番号3番の案件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第47号中、利用権設定各筆明細の賃貸借4年から6年の整理番号3番の案件については、原案のとおり決定いたします。

それでは、22番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議長

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成28年度12月期、第9回総会を閉会いたします。

— 午前10時53分終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 農業委員会視察研修
- ・資料3 農業者年金加入状況報告
- ・資料4 農地中間管理機構を活用しましょう！

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成 29 年 1 月 4 日

会 長 丸 田 保

12 番委員 川 尻 修 治

13 番委員 末 永 武 好